

鹿児島県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例

平成19年3月1日

条例第3号

(事務局の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるために事務局を置く。

(課の設置及び事務分掌)

第2条 事務局に設置する課及び事務分掌に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から同日後初めて行う広域連合長の選挙により広域連合長が選任されるまでの間は、この条例の規定中「広域連合長」とあるのは「広域連合長職務執行者」とする。

3 この条例の施行の日から平成19年3月31日までの間は、第2条見出し中「課の設置及び事務分掌」とあるのは「事務分掌」と、同条中「事務局に設置する課及び事務分掌」とあるのは「事務局の事務分掌」とする。